証券コード:8818

第97回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月16日(火曜日) 午前10時

場所

大阪市北区中之島五丁目3番68号 リーガロイヤルホテル 3階「光琳の間」



従来の会場から変更しておりますので、 ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の終息については、今だ先行きが不透明な状況にありますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申しあげます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

株主総会のお土産に関するお知らせ

株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は、 本年よりとりやめとさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

決議事項

<会社提案 (第1号議案から第4号議案まで) > 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 社外取締役の報酬額

改定の件

第4号議案 取締役(社外取締役を除く)

に対する譲渡制限付株式の

割当てのための報酬決定の件

<株主提案 (第5号議案から第8号議案まで) >

第5号議案 取締役1名選任の件第6号議案 目的の変更に係る

定款変更の件

第7号議案 重要な資産の譲渡の件 第8号議案 政策保有株式売却に係る

定款変更の件

目 次

第97回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	
計算書類	29
監査報告書	37
株主総会参老書類	45

経営理念

京阪神ビルディングは、

- 1. 価値ある事業空間を提供しお客様と共に発展することにより、社会に貢献します。
- 2. 信用を重んじ質を重視した経営を堅持して、お客様・株主・社員の信頼に応えます。
- 3. 革新と効率を尊び、活力ある企業風土を築きます。

という経営理念に基づいて、以下に掲げる指針に従って行動します。

企業行動指針

1. お客さま本位の徹底

お客さまのニーズと信頼に応え、安全で良質な環境とサービスを提供します。

2. コンプライアンスの実践

法令および規律を遵守し、高い倫理観に根ざした社会的良識をもって行動します。 また、公正、透明、適正な取引を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。 反社会的勢力および団体とは一切関係を遮断し、毅然とした対応をします。

3. 社会発展への貢献

地域との良好な関係を構築し、良き市民として積極的に社会貢献活動を行います。

4. 公正な情報開示

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションをとり、企業情報を適時、的確かつ公正に開示します。

5. 環境問題への取り組み

環境保全は経営の重要な課題であることを認識し、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

6. 個性を尊重する企業風土

ゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、社員の人格、個性を十分尊重します。

株主各位

証券コード 8818 2020年5月27日

大阪市中央区瓦町四丁目 2 番 14 号 京阪神ビルディング株式会社 代表取締役社長 南 浩 一

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を 行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご 案内に従って、2020年6月15日(月曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願 い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年6月16日 (火曜日) 午前10時

リーガロイヤルホテル 3階「光琳の間」

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

従来の会場から変更しておりますので、ご注意ください。

- 3. 目的事項報告事項
- 1 第97期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計 算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告 の件
- 2 第97期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

(会社提案)

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件

第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための

報酬決定の件

(株主提案)

第5号議案 取締役1名選任の件

第6号議案 目的の変更に係る定款変更の件

第7号議案 重要な資産の譲渡の件

第8号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示くださり、行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使の場合】

インターネット等により議決権を行使される場合には、5頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。

[◎]株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.keihanshin.co.jp/)に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



開催日時

2020年6月16日(火曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席願えない場合



書面による議決権行使

行使期限 2020年6月15日(月曜日) 午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、**行使期限までに 到着するようご返送**ください。



インターネット等による議決権行使

行使期限 2020年6月15日(月曜日) 午後5時まで

議決権行使サイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、画面の案内に従い**行使期限までに賛否をご入力**ください。

詳細は次ページをご参照ください。

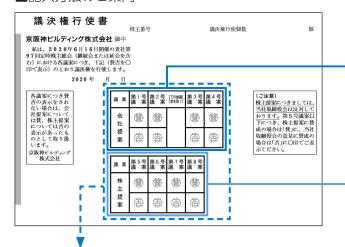
書面による議決権行使のご案内

行使期限:2020年6月15日(月曜日)午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示していただき、ご返送願います。 当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に〇印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■記入方法のご案内



第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第5号議案から第8号議案は一部の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも 反対しております。詳細は52ページ以降を ご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合: 「賛」の欄に○印

▶反対の場合: [否]の欄に○印

■記入例

会社提案・取締役会の意見に ご賛同いただける場合

議案	第1号 案	第2号 議 案	(下の候補) 者を除く)	第3号 議 案	第4号 議 案	議案	第5号 議 案	第6号 議 案	第7号 議 案	第8号 議 案
会社	(1)	(1)		(1)	(1)	株主	衡	意	意	働
提案	會			會	6	提案	6	6	6	6

会社提案・取締役会の意見に **反対される**場合

議案	第1号議案	第2号 議 案	(下の候補) 者を除く)	第3号 議 案	第4号 議 案	議案	第5号 議 案	第6号 議 案	第7号 議 案	第8号 議 案
会社	意	變		意	***************************************	株主	**		1	**
提案		6		6	6	提案	魯	您	옘	魯



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申しあげます。



パソコン、スマートフォン又は携帯電話の場合

- ●インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン 又は携帯電話から議決権行使サイト(https://www.web54.net)にア クセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決 権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- ●インターネットによる議決権行使は、2020年6月15日(月曜日)午 後5時まで受付いたします。

(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。)

●議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続 料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご 負担となります。

アクセス手順

1 WEBサイトヘアクセス



2 ログインする



3 パスワードの入力



④ 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、 以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

○○ 0120-652-031 [受付時間(午前9時~午後9時)]

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

※書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な 議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合 は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

添付書類

事業報告

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、海外経済や貿易の減速と消費税率引上げによる民間消費の落ち込み等で弱含みであったところへ、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の国内外での拡大により景気が大幅かつ急激に下振れし、厳しい状況になりました。

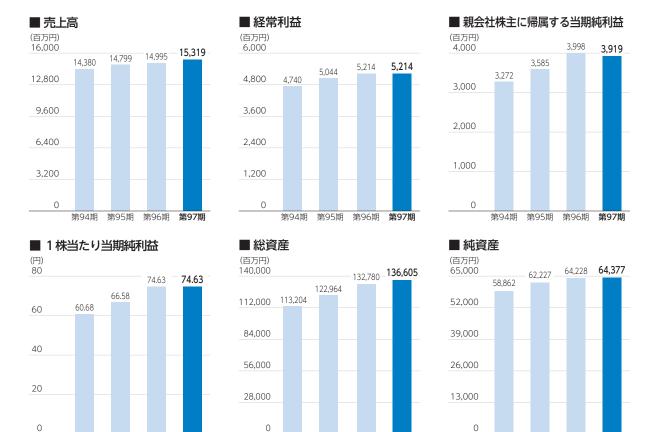
不動産賃貸業界におきましても、今後影響が及んでくるものと思われますが、当期は期全般にわたり都心部の優良オフィスビルを中心に空室率・賃料水準とも無難に推移してきました。

このような環境の中、当社においては営業活動に注力した結果、空室率は前期末の0.8%からさらに低下し、当期末には満室稼働となりました。また、当期は新中期経営計画「ここからの挑戦〜新たな成長のステージへ〜」を策定し、東京都港区虎ノ門でのオフィスビル開発および大阪市内でのデータセンタービル開発を同時並行で進めてまいりました。

当期の連結業績は、既存ビルの稼働率向上などにより、売上高は15,319百万円と前期比323百万円(2.2%)の増収となりました。つれて、売上総利益は6,831百万円と前期比60百万円(0.9%)の増益、営業利益は5,414百万円と前期比37百万円(0.7%)の減益、経常利益は5,214百万円と前期比0百万円(0.0%)の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は3,919百万円と前期比79百万円(2.0%)の減益となりました。

事業別の業績(営業利益は連結決算調整前)は、次のとおりであります。

- ① 土地建物賃貸事業 売上高は15,220百万円(前期比277百万円、1.9%増)、営業利益は6,155百万円(前期 比33百万円、0.5%減)となりました。
- ② その他の事業 売上高は98百万円(前期比46百万円増)、営業損失は4百万円となりました。



(2) 設備投資の状況

第94期 第95期 第96期

第97期

当期に実施しました設備投資の総額は10,639百万円で、その主なものは現在仕掛かり中の大阪市内でのデータセンタービル開発建設費用の一部および既存ビル更新工事であります。

第95期

第96期

第97期

第94期 第95期

第96期

第97期

第94期

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資の所要資金は、金融機関借入、社債の発行および自己資金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済のさらなる下振れや金融資本市場の変動等に十分注意していく必要があります。

不動産業界も、かかる経済情勢と密接に関わっており、オフィス賃貸市況の将来見通しなどは楽観できないと考えられます。

当社が2019年10月に策定した新中期経営計画「ここからの挑戦〜新たな成長のステージへ〜」では、前計画策定から約2年半の間の内外の環境変化を踏まえ、中長期目標の見直しを行いました。特色ある4事業(オフィスビル、データセンタービル、ウインズビル(場外勝馬投票券発売所)、商業施設・物流倉庫)を軸に、事業用不動産の賃貸事業に注力していく方針は不変であり、現に東京・大阪で新規ビル開発事業が進行中であります。今後とも、産業構造やライフスタイル・ワークスタイル、不動産市況等の変化を機敏に捉えて、既存事業の深堀りや新規事業の展開等を通じて安定的な収益源を拡充することにより、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

さらに、ガバナンスの質の向上や社会・環境問題の側面にも十分配慮し、幅広いステークホルダーを視野に入れながら、持続可能な社会の形成に寄与するように努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

区	会 第94期 分 (2017年3月期)		第95期 (2018年3月期)	第96期 (2019年3月期)	第97期(当期) (2020年3月期)	
売	上	高	14,380	14,799	14,995	15,319
経	常 利	益	4,740	5,044	5,214	5,214
親会社村	親会社株主に帰属する当期純利益		3,272	3,272 3,585 3		3,919
1株	当たり当期純	利益	円 60 68	円 66 58	円 34 63	円 銭 74 63
総	資	産	113,204	122,964	132,780	136,605
純	資	産	58,862	62,227	64,228	64,377

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式数控除後)により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主な事業内容
	百万円	%	
京阪神建築サービス株式会社	86	100	建物の総合管理業務

(注) 連結の範囲に含む会社は、上記の1社であります。

(7) 主要な事業内容

- ① 土地建物賃貸 オフィスビル・データセンタービル・ウインズビル・商業施設・物流倉庫等の賃貸、建物および設備の総合管理
- ② その他一般建築請負等

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	2名増	47.7歳	10.9年

(注) 上記には使用人兼務取締役を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

		借	昔	入		2	先			借	入	額	
													百万円
株	式	会	社	Ξ	井	住	友	銀	行			6,220	1
株	式	会 社		本	政	策	投 資	銀	行			3,161	
	本	生	命	保	険	相	互	会	社			975	
株	式	会	社	6))	そ	な	銀	行			900	ı
株	式	会	社	み	L.	な	ک	銀	行			785	

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 52,882,298株 (自己株916,057株を含む。)

(3) 株 主 数 7,879名

(4) 大 株 主 (上位10名)

	株	主	名			持 株 数	持株比率
						千株	%
銀泉	₹ 7	株まる	Ì Ź	$\frac{Z}{Z}$	社	6,440	12.4
intertrust trustei	es(Cayman) Lim	ITED SOLELY IN ITS	CAPACITY AS TRU	JSTEE OF JA	PAN-UP	2,887	5.6
株式	会 社	三 井	住 友	銀	行	2,133	4.1
日本トラスラ	ティ・サー	-ビス信託銀	行株式会社	(信託	;□)	1,638	3.2
日本マスタ	ートラス	卜信託銀行	株式会社	(信託	\square)	1,546	3.0
ダイ	キン	工業	株 式	会	社	1,421	2.7
株 式	会	社 き	h	7	h	1,393	2.7
鹿島	建	設 株	式	会	社	1,376	2.6
株 式	会	社 三	重	銀	行	1,287	2.5
日本	証券	金 融	株 式	会	社	1,084	2.1

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 新株予約権の概要

発行回次 (付与決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の 種類および数	行使期間	発行価額
第1回新株予約権	630個	普通株式 63,000 株	2016年7月7日から	1個当たり
(2016年6月21日)	(1個当たり100株)		2036年7月6日まで	46,500円
第2回新株予約権	528個	普通株式 52,800 株	2017年7月6日から	1個当たり
(2017年6月20日)	(1個当たり100株)		2037年7月5日まで	65,000円
第3回新株予約権	389個	普通株式 38,900 株	2018年7月5日から	1個当たり
(2018年6月19日)	(1個当たり100株)		2038年7月4日まで	78,700円
第4回新株予約権	383個	普通株式 38,300 株	2019年7月4日から	1個当たり
(2019年6月18日)	(1個当たり100株)		2039年7月3日まで	95,000円

- (注) 1. 上記新株予約権の1株当たり行使価格は、1円であります。
 - 2. 上記新株予約権の行使は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも退任した日の翌日から10日間に限られます。
 - 3. 社外取締役および社外監査役は保有しておりません。

② 当社役員の保有状況

区 分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
	第1回新株予約権	575個	57,500 株	4 名
取締役	第2回新株予約権	483個	48,300 株	4 名
(社外取締役を除く)	第3回新株予約権	359個	35,900 株	5 名
	第4回新株予約権	344個	34,400 株	5 名
	第1回新株予約権	55個	5,500 株	1 名
監査役	第2回新株予約権	45個	4,500 株	1 名
(社外監査役を除く)	第3回新株予約権	30個	3,000 株	1 名
	第4回新株予約権	39個	3,900 株	1 名

⁽注) 当社監査役が保有している新株予約権は、当社取締役在任中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	中野健	二郎	丸一鋼管株式会社 社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役(監査等委員)
代表取締役社長	南	告 —	
常務取締役	山本原	真 司	営業統括
取 締 役	多田川	順 一	管理統括兼企画部長兼総務部長
取 締 役	谷口目	昌 和	建築技術部長
取締役	河 内 -	一 友	株式会社RKB毎日ホールディングス 社外取締役 株式会社きんえい 社外取締役
取 締 役	吉 田 誓	享 司	公認会計士 株式会社ジェイテクト 社外監査役
取 締 役	野村	雅 男	小野薬品工業株式会社 社外取締役
常勤監査役	西田	滋	
監 査 役	富 髙 ፲	E 信	
監 査 役	竹 田 =	千 穂	弁護士

- (注) 1. 取締役 野村雅男氏、監査役 西田 滋氏および竹田千穂氏は、2019年6月18日開催の第96回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
 - 2.2019年6月18日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、西田 滋氏は取締役を、河野健二氏および西出智幸氏は監査役を、それぞれ任期満了により退任いたしました。
 - 3. 取締役 河内一友氏、吉田享司氏および野村雅男氏は、社外取締役であります。
 - 4. 監査役 富髙正信氏および竹田千穂氏は、社外監査役であります。
 - 5. 取締役 河内一友氏、吉田享司氏、野村雅男氏および監査役 竹田千穂氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 6. 竹田千穂氏の戸籍上の氏名は草島千穂でありますが、職務上使用している氏名で表記しております。
 - 7. 2020年1月28日付にて、取締役の業務委嘱を下記のとおり変更いたしました。

氏 名	変更前	変 更 後
多田順一	取締役管理統括兼企画部長	取締役管理統括兼企画部長 兼総務部長

8. 当社では、取締役会の監督機能の強化および業務執行の効率化のため執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、代表取締役社長 南 浩一氏、常務取締役 山本真司氏、取締役 多田順一氏および谷口昌和氏が執行役員兼務であり、また、経理部長 田渕稔規氏が執行役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支 給 人 数	支給総額
取 締 役	9名	202,863千円
(うち社外取締役)	(3名)	(21,150千円)
監 査 役	5名	37,521千円
(うち社外監査役)	(3名)	(13,800千円)

- (注) 1. 支給総額には、2019年6月18日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名を含んでおります。
 - 2. 支給総額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役32,163千円、監査役3,546千円)を含んでおります。
 - 3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対して使用人給与38,250千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	河 内 一 友	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、主に経験 豊富な経営者の観点から、適宜発言を行っております。
取締役	吉田享司	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、主に公認 会計士としての長年の経験と幅広い知見から、適宜発言を行 っております。
取締役	野村雅男	就任後開催の取締役会9回の全てに出席し、主に経験豊富な 経営者の観点から、適宜発言を行っております。
監査役	富高正信	当事業年度開催の取締役会11回の全てに、また、監査役会 12回の全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、 適宜発言を行っております。
監査役	竹田千穂	就任後開催の取締役会9回の全てに、また、監査役会10回 の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜 発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額 を含めております。
 - 2. 当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会社法第340条第1項各号の定めにより会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨、および解任の理由を報告いたします。

監査役会は、会計監査人の独立性および専門性その他職務の執行に支障があると判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第5項に基づき、内部統制システムの整備に必要とされる各条項に関する方針を「会社法に基づく内部統制システム整備に関する基本方針」として、以下のとおり定めております。代表取締役および取締役は、この方針に従い当社および当社子会社から成る企業集団(以下、「当企業集団」という。)の適正で効率的な業務執行のための体制を整備し、経営環境の変化に対応するため、この基本方針を毎年見直し、必要に応じて取締役会に付議し、その改善、充実を図ります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 取締役は、当企業集団のコンプライアンスの確立を経営の重要課題の一つと位置付け、 法令などの社会規範および定款などの社内規範を遵守するため、「コンプライアンス規程」 に基づき、当企業集団の経営理念を尊重し「企業行動指針」および「企業行動基準」に従って行動する。また管理部門担当取締役は、コンプライアンス違反行為などの報告・相談 を受付けるため設置した「社内報告相談制度」の運用状況を監督し、その結果を定期的に 社長に報告する。
- (ロ) 取締役は、コンプライアンス経営の徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を活用し、コンプライアンス施策の当企業集団における実施状況の把握、取締役、執行役員および使用人の教育研修などを行い、委員会の活動内容を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。
- (ハ) 取締役は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対する 方針を「企業行動指針」および「企業行動基準」に示すと共に当企業集団の体制を整備 し、警察等外部機関と連携してこれらの勢力に対しては毅然たる態度で臨み、関係排除に 取り組むものとする。
- (二) なお監査室長は、当企業集団のコンプライアンスの状況について適宜監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に、必要に応じて取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役は、それぞれの職務の執行に係る情報を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの社内規程に基づき、書面文書または電子文書に記録し、適切に保存し管理する。
 - (ロ) 管理部門担当取締役は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの情報の保存、管理に関する規程を必要に応じて適宜見直し、改善を図るほか、重要な情報の保存状況を検索可能とし、必要に応じて閲覧可能とする体制を整備する。
 - (ハ) なお監査室長は、重要な情報の保存および管理の状況について適宜監査を実施する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 各部室長は、「リスク管理規程」に基づき担当部署の業務に付随するリスクの管理を行う。
- (ロ) 取締役は、各リスクを統合し全体的な管理を行うため、「リスク管理委員会」を活用し、
 - ⑦ リスクの特定、評価の総合管理
 - □ リスク管理方針、管理計画の策定および見直し
 - リスク管理状況の取りまとめ などの所管事項を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。
- (ハ)「事業継続計画」を整備し、緊急事態が発生した時に会社がとるべき対応について周知 徹底を図る。
- (二) なお監査室長は、各部室の日常的なリスク管理状況について、適宜監査を実施し、監査 結果を社長およびリスク管理委員会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 当社は、取締役会を原則月1回開催し、取締役会は「取締役会規則」に従い、経営に関する重要事項の決定、取締役の職務執行状況の監督などを行う。
- (ロ) 取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議において業務の執行ならび に計画に関する報告および審議を行い、職務の執行の効率化を図る。
- (ハ) 取締役は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」などに従って、職務の執行に必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務の執行の効率化推進などの必要に応じて適宜見直す。
- (二) 重要な職務の執行については、「稟議規程」に基づき、事前に権限者の決裁を受ける。
- (ホ) 取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行う。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 取締役は、使用人が常にコンプライアンス意識をもって業務に取り組むよう、「コンプライアンス規程」、「企業行動指針」および「企業行動基準」を定め、具体的に遵守すべき事項を明示する。
 - (ロ) 取締役は、コンプライアンス経営に基づく社内の体制や健全な社風を維持し向上させる ため、コンプライアンス委員会の活動を継続して機能させる。またコンプライアンス委員 会の活動状況を把握するため所管事項について定期的に社長に、必要に応じて経営会議な いし取締役会に報告する。さらに、社内におけるコンプライアンス違反行為などの報告・ 相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」を適切に運用する。
 - (ハ) なお監査室長は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、特別監査を実施し、 使用人の業務の執行状況を社長に報告する。

- ⑥ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 取締役および関係部門は、「関係会社管理規程」に従い、子会社との「経営指導協定書」、「業務委託契約書」などに基づき、子会社の指導管理を行い、企業集団としての業務の適正確保と効率性の向上を推進する。
- (ロ) 取締役および関係部門は、子会社の取締役、使用人等の職務の執行に係る事項を把握するため当企業集団において開催される会議等で子会社から報告を求めるほか、子会社の取締役会議事録、計算書類および稟議書等の閲覧を行い、子会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確認し、当企業集団の業務の適正確保と効率性の向上を推進する。
- (ハ) 取締役は、「リスク管理規程」を当企業集団各社にも適用し、またリスク管理の状況を「リスク管理委員会」を活用し適切に把握し対応する体制を整備する。
- (二) 当企業集団に属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に 処理する。
- (ホ) 監査役および監査室長は、当企業集団各社の監査ないし内部監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認し、当企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の年次計画、実施状況およびその結果を、必要に応じて取締役会に報告する。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (イ) 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、必要に応じて総務部員が補助する。
- (ロ) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く時は、監査役の意見を尊重して決定する。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (イ) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事考課は、常勤監査役が行い、任免、異動については監査役会の意見を尊重する。
 - (ロ) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査役が当該使 用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示することが出来る体制とする。

- ⑨ 当企業集団の取締役、執行役員、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた 者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 当企業集団の取締役は、以下の事項について、監査役に対して報告を行う。
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - □ 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項
 - (7) コンプライアンス違反に関する重要な事項
 - その他分~○に準じる事項
- (ロ) 当企業集団の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。
- (ハ) 取締役は、監査役へ報告を行った当企業集団の取締役、執行役員、監査役および使用人 またはこれらから報告を受け監査役に報告した者が、当該報告を行ったことを理由として 不利な取扱いを受けないよう体制を整備し、その旨を当企業集団全体に周知する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、監査室長との間に、それぞれ定期的に意見・情報を交換する機会を設ける。
- (ロ) 監査役は、監査の実効性を確保するため、監査役会が定めた業務の分担に従い、取締役会、経営会議、役員部長会その他の重要な会議に出席するほか、取締役会議事録、稟議書その他重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に説明を求める。
- (ハ) 監査役会は、独自の意見形成および監査の実施にあたり必要と認めるときは、法律事務 所、会計監査人などを活用する。
- (二) 監査役の職務を執行する上で必要な費用の請求等があった場合は、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

(2) 当事業年度における運用状況の概要

当社では、上記のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度 における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当社の取締役会は11回開催され、社外取締役3名を含む取締役8名で構成し、監査役3名(うち社外監査役2名)も出席した上で開催し、取締役の適正な職務執行の確保に努めました。その他、監査役会は12回、経営会議は11回、リスク管理委員会は4回、コンプライアンス委員会は5回開催いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、当企業集団の監査方針を含む監査計画を策定し、取締役会等重要な会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、取締役および使用人との対話、ならびに監査役会における監査役間の情報交換等に基づき会社の状況を把握し、また会計監査人・監査室との連携の強化を図り、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、子会社監査役を兼務し、子会社の取締役会への出席、稟議書等重要な文書の 閲覧ならびに子会社の取締役および使用人からの報告の聴取等の方法により、子会社の取締役 および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

③ 内部監査の実施について

監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門および子会社の業務の監査、ならびに内部 統制監査を実施いたしました。

⁽注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

TV 🗆		TV 🗆	(半四・川川)
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	13,742,910	流動負債	8,378,689
現 金 及 び 預 金	13,205,088	金 供 買	8,356
受取手形及び売掛金	408,750	短期借入金	4,146,000
そ の 他	129,071	未払法人税等	1,013,600
固定資産	122,862,203	賞 与 引 当 金	32,972
有形固定資産	107,460,636	そ の 他	3,177,760
建物及び構築物	28,898,029	固定負債	63,848,668
土 地	52,664,231	社 債	40,000,000
信 託 建 物	2,092,687	長期借入金	14,255,950
信 託 土 地	11,038,280	長期預り保証金・敷金	6,212,865
建設仮勘定	12,614,237	繰延税金負債	1,971,127
そ の 他	153,170	再評価に係る繰延税金負債	1,142,377
無形固定資産	116,323	退職給付に係る負債	75,349
投資その他の資産	15,285,244	資産除去債務	114,198
投 資 有 価 証 券	12,629,349	そ の 他	76,800
差入保証金・敷金	2,193,232	負 債 合 計	72,227,357
繰 延 税 金 資 産	12,111	純 資 産 の 部	
そ の 他	450,550	株 主 資 本	63,108,221
		資 本 金	9,827,611
		資本 剰余金	9,199,840
		利 益 剰 余 金	45,281,222
		自己株式	△1,200,452
		その他の包括利益累計額	1,148,016
		その他有価証券評価差額金	5,844,230
		土地再評価差額金	△4,696,213
		新 株 予 約 権	121,518
		純 資 産 合 計	64,377,755
資 産 合 計	136,605,113	負債及び純資産合計	136,605,113

連結損益計算書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

科	B	金	額
売 上	高		15,319,075
売 上 原	価		8,487,813
売 上	総 利 益		6,831,262
販売費及び一般管	理費		1,416,881
営業	利 益		5,414,380
営 業 外 収	益		
受 取 利 息	及 び 配 当 金	302,600	
そ の 他 の	営 業 外 収 益	9,064	311,664
営 業 外 費	用		
支 払	利息	164,979	
社 債	利息	295,755	
その他の	営 業 外 費 用	50,381	511,116
経常	利 益		5,214,928
特別 利	益		
固定資	産 売 却 益	1,833	
投資有価	証券売却益	696,084	697,917
特別損	失		
固定資	産除却損	23,778	
投資有価	証券評価損	147,080	170,858
	整前 当 期 純 利 益		5,741,987
	民税及び事業税	1,826,083	
法人税	等調整額	△3,188	1,822,895
当期	純 利 益		3,919,092
親会社株主に	帰属する当期純利益		3,919,092

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,827,611	9,786,093	43,029,004	△1,126,658	61,516,050
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,290,563		△1,290,563
親会社株主に帰属する当期純利益			3,919,092		3,919,092
自己株式の取得				△1,046,095	△1,046,095
自己株式の処分		△3,913		13,652	9,738
自己株式の消却		△958,649		958,649	_
利益剰余金から資本剰余金への振替		376,309	△376,309		_
連結会計年度中の変動額合計	_	△586,253	2,252,218	△73,794	1,592,171
当 期 末 残 高	9,827,611	9,199,840	45,281,222	△1,200,452	63,108,221

	その他	の包括利益	累計額		,
	その他有価証券評価 差額金	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	7,385,655	△4,768,378	2,617,277	95,530	64,228,858
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,290,563
親会社株主に帰属する当期純利益					3,919,092
自己株式の取得					△1,046,095
自己株式の処分					9,738
自己株式の消却					_
利益剰余金から資本剰余金への振替					_
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△1,541,425	72,164	△1,469,261	25,987	△1,443,273
連結会計年度中の変動額合計	△1,541,425	72,164	△1,469,261	25,987	148,897
当 期 末 残 高	5,844,230	△4,696,213	1,148,016	121,518	64,377,755

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は京阪神建築サービス株式会社の1社であり、非連結子会社はありません。

- (2) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定額法

無形固定資産……定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金·······一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債 権は財務内容評価法によっております。

当連結会計年度においては該当がないため計上しておりません。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与支給に充てるため、前連結会計年度の支給実績を勘案して 当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

……当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

……当社グループは退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の会計処理……税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用 として処理しております。

- 2. 連結貸借対照表に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,052,427千円
 - (2) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

2002年3月31日

- 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数 普通株式 52,882,298株
 - (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月18日 定時株主総会	普通株式	684,926	13.00	2019年3月31日	2019年6月19日
2019年10月25日 取締役会	普通株式	605,637	11.50	2019年9月30日	2019年12月5日
計		1,290,563			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2020年6月16日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案し ております。

(イ) 配当金の総額 805.476千円 (ロ) 1株当たり配当額 15.50円 (八) 基準日 2020年3月31日 (二) 効力発生日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2020年6月17日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種 類及び数

普通株式 193.000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い流動的な金融資産等に限定し、また資金調達について は、金融機関からの借入及び社債発行によることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに期日管理を 行っております。また、当社グループの主な事業である不動産賃貸事業は、事業の性格上、大半の取引先か ら翌月分の賃料を前月末日までに前受けしており、また敷金及び保証金を差入れいただくことにより、リス ク低減を図っております。

投資有価証券は主として上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を 有する企業の株式であり、定期的に株式の保有効果を取締役会において検証しております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日としております。

社債は主として設備投資に係る資金調達であり、償還期間は10年、15年と20年であります。借入金につ きましては、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(借入期間は7年から15年)は 主に設備投資に係る資金調達であります。

長期借入金は原則として固定金利により調達をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	13,205,088	13,205,088	_
(2)受取手形及び売掛金	408,750	408,750	_
(3)投資有価証券			
その他有価証券	12,286,257	12,286,257	_
資産計	25,900,096	25,900,096	_
(4)買掛金	8,356	8,356	_
(5)短期借入金	2,500,000	2,500,000	_
(6)社債	40,000,000	39,333,848	△666,151
(7)長期借入金	1 5 001 050	16.027.052	126 002
(1年内返済予定含む)	15,901,950	16,027,952	126,002
負債計	58,410,306	57,870,157	△540,148

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
 - (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券 これらの時価について、株式は金融商品取引所の価格によっております。

っております。

- (4) 買掛金及び(5)短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によ
- (6) 社債及び(7)長期借入金 これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規発行または新規借入を行った場合に想 定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- 2. 非上場株式 (連結貸借対照表計上額343,091千円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、営業債権の差入保証金・敷金(連結貸借対照表計上額2,193,232千円)、並びに営業債務の長期預り保証金・敷金(連結貸借対照表計上額6,212,865千円)は回収期日または返済期日の定めがないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められます。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府その他の地域において賃貸用の不動産を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,813,993千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時価
94,764,826千円	167,330,000千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 連結計算書類提出会社本社に係る有形固定資産残高は、上記の表には含めておりません。
 - 3. 本社の所有している東京都港区及び大阪市内の土地に建物の建設をしております。それに伴い、当連結会計年度末の有形固定資産残高に建設仮勘定12,593,337千円を計上しておりますが、時価を把握することが極めて困難であるため、上記の表には含めておりません。
 - 4. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき、社外の不動産鑑定士が算定した金額であります。
- 6. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1 株当たり純資産額 1,236円50銭
 - (2) 1 株当たり当期純利益 74円63銭

7. 重要な後発事象に関する注記

固定資産の譲渡

2020年3月27日開催の取締役会において、次のとおり固定資産を譲渡することを決議し、4月17日付で譲渡契約を締結し、同日付で物件の引渡しを実施しました。

(1) 譲渡の理由

中期経営計画の重要施策に掲げております「既存施設の見直し」の一環として、当施設の売却を行いました。

(2) 譲渡資産の内容

8. その他の注記

資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの
 - ① 当該資産除去債務の概要

事業用定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約に基づく残存年数を使用見込期間と見積もり、割引率は0.326%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	113,827 千円
時の経過による調整額	371 千円
期末残高	114,198 千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社グループは、一部の借地について、不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、また、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

9. 記載金額は、3. (2)1株当たり配当額及び6. 1株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
資産の部		負債の部	<u> </u>
「	13,239,291	流動負債	8,293,949
	12,795,836	川野兵 買掛金	8,356
現 金 及 び 預 金 受取手形及び売掛金	314,382		4,146,000
前 払 費 用	128,406		994,678
その他の流動資産			
	664	前 受 金	836,907
固定資産	122,961,291	賞 与 引 当 金	29,190
有形固定資産	107,460,636	設備関係未払金	1,545,741
建物及び構築物	28,898,029	その他の流動負債	733,075
土地	52,664,231	固定負債	63,848,668
信託建物	2,092,687	社 債	40,000,000
信託生地	11,038,280	長期借入金	14,255,950
建設仮勘定	12,614,237	長期未払金	76,800
その他の有形固定資産	153,170	長期預り保証金・敷金	6,212,865
無形固定資産	116,323	繰延税金負債	1,971,127
投資その他の資産	15,384,332	再評価に係る繰延税金負債	1,142,377
投資有価証券	12,629,349	退職給付引当金	75,349
関係会社株式	111,200	資産除去債務	114,198
差 入 保 証 金 ・ 敷 金	2,193,232	負 債 合 計	72,142,617
長期前払費用	425,550	純資産の部	
その他の資産	25,000	株主資本	62,788,430
		資 本 金	9,827,611
		資 本 剰 余 金	9,199,840
		資 本 準 備 金	9,199,840
		利 益 剰 余 金	44,961,431
		利 益 準 備 金	872,302
		その他利益剰余金	44,089,128
		固定資産圧縮積立金	127,467
		別 途 積 立 金	27,013,900
		繰越利益剰余金	16,947,761
		自己株式	△1,200,452
		評価・換算差額等	1,148,016
		その他有価証券評価差額金	5,844,230
		土地再評価差額金	△4,696,213
		新株予約権	121,518
		純 資 産 合 計	64,057,965
資 産 合 計	136,200,582	負債及び純資産合計	136,200,582

損 益 計 算 書 (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

 科		金	額
売 上			14,954,376
売 上 原	価		8,346,211
売 上	総 利 益		6,608,164
販売費及び一般管	理費		1,345,011
営業	利 益		5,263,153
営 業 外 収	益		
受 取 利 息	及 び 配 当 金	402,585	
そ の 他 の	営業外収益	19,264	421,849
営 業 外 費	用		
支 払	利息	164,979	
社 債	利息	295,755	
そ の 他 の	営 業 外 費 用	50,124	510,858
経常	利 益		5,174,144
特別 利	益		
固 定 資	産 売 却 益	1,833	
投資有価	証券売却益	696,084	697,917
特 別 損	失		
固 定 資	産 除 却 損	23,778	
投資有価	証券評価損	147,080	170,858
税引前	当期 純利益		5,701,202
法人税、住	民税及び事業税	1,778,761	
法人税	等調整額	△4,366	1,774,394
当 期	純 利 益		3,926,807

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	1 0	資		金	利益剰余金
	資 本 金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	9,827,611	9,199,840	586,253	9,786,093	872,302
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△3,913	△3,913	
自己株式の消却			△958,649	△958,649	
利益剰余金から資本剰余金への振替			376,309	376,309	
事業年度中の変動額合計	_	_	△586,253	△586,253	_
当 期 末 残 高	9,827,611	9,199,840	_	9,199,840	872,302

		株主	資本	
		利 益 乗) 余金	
	その他利益剰余金			利益剰余金
	固定資産 压缩積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	127,467	27,013,900	14,687,827	42,701,497
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△1,290,563	△1,290,563
当 期 純 利 益			3,926,807	3,926,807
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却				
利益剰余金から資本剰余金への振替			△376,309	△376,309
事業年度中の変動額合計	_	_	2,259,934	2,259,934
当 期 末 残 高	127,467	27,013,900	16,947,761	44,961,431

(単位:千円)

	株主	資 本
	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	△1,126,658	61,188,543
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△1,290,563
当 期 純 利 益		3,926,807
自己株式の取得	△1,046,095	△1,046,095
自己株式の処分	13,652	9,738
自己株式の消却	958,649	_
利益剰余金から資本剰余金への振替		_
事業年度中の変動額合計	△73,794	1,599,886
当 期 末 残 高	△1,200,452	62,788,430

	評価	・ 換 算 差	額等		
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	7,385,655	△4,768,378	2,617,277	95,530	63,901,351
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,290,563
当期 純利 益					3,926,807
自己株式の取得					△1,046,095
自己株式の処分					9,738
自己株式の消却					_
利益剰余金から資本剰余金への振替					_
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,541,425	72,164	△1,469,261	25,987	△1,443,273
事業年度中の変動額合計	△1,541,425	72,164	△1,469,261	25,987	156,613
当 期 末 残 高	5,844,230	△4,696,213	1,148,016	121,518	64,057,965

個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……...償却原価法

子 会 社 株 式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定額法

無形固定資産……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債 権は財務内容評価法によっております。

当事業年度においては該当がないため計上しておりません。

賞 与 引 当 金………従業員の賞与支給に充てるため、前事業年度の支給実績を勘案して当事 業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

- 2. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,052,427千円
 - (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務

9.130千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

2002年3月31日

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高 960千円売 上 原 価 749,425千円営業取引以外の取引高 110,200千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式 52,882,298株

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 916,057株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費償却限度超過額	25,179千円
減損損失(長期前払費用)	535,267千円
減損損失(建物及び構築物他)	128,372千円
退職給付引当金	23,057千円
株式報酬費用	37,184千円
長期未払金(役員退職慰労金)	23,500千円
投資有価証券評価損	102,868千円
ゴルフ会員権	18,725千円
資産除去債務	34,944千円
未払事業税	62,829千円
その他	17,723千円
繰延税金資産小計	1,009,653千円
評価性引当額	△344,078千円
繰延税金資産合計	665,575千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△56,203千円
固定資産(資産除去債務部分)	△30,684千円
その他有価証券評価差額金	△2,549,815千円
繰延税金負債合計	△2,636,703千円
繰延税金負債の純額	△1,971,127千円

再評価に係る繰延税金資産

土地再評価差額金	2,302,015千円
評価性引当額	△2,229,851千円
再評価に係る繰延税金資産合計	72.164千円

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	△1,214,541千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△1,214,541千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△1,142,377千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記 子会社

属性及び会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社 京阪神建築サービス株式会社 直	所有 直接100%	土地建物賃貸	賃料の受入	960	_	_
		保守管理仕入	保守管理費支払	749,425	未払金	9,130
		資金の受入	配当金の受取	100,000	_	_
		役務の提供	業務の受託	10,200	_	_
		役員の兼任				

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 保守管理の仕入れに関しては、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
- 2. 子会社は期末の剰余金の状況を勘案し、安定的かつ継続的に配当を実施する方針であります。
- 3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,230円35銭(2) 1株当たり当期純利益 74円77銭

8. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

9. その他の注記

資産除去債務に関する注記

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

10. 記載金額は、7. 1株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

京阪神ビルディング株式会社 取締役会 御

仰星監查法人

大阪事務所

指定社員 業務執行社員

公認会計士 洪 誠悟印

指定社員

善彦印

業務執行社員

公認会計士 濵田

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の 2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連 結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を 行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠して、京阪神ビルディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当 該連結計算書類に係る期間の財産及び指益の状況を、全ての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の 責任 に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、 会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督 及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

京阪神ビルディング株式会社 取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 洪 誠 悟 卿 業務執行社員

指定社員 公認会計士 濵田 善彦卿

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の 一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会等重要な会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の 整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

京阪神ビルディング株式会社 監査役会 常勤監査役 西田 滋 邸 社外監査役 富 髙 正 信 邸 社外監査役 竹田 千 穂 邸

以上

株主総会参考書類

【会社提案(第1号議案から第4号議案まで)】

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、営業地盤拡充のための今後の事業展開、内部留保の充実による企業体質の強化などを勘案して、安定的な配当を継続して実施しつつ、総合的、長期的に株主利益の向上を図ることを基本方針としています。

第97期の剰余金の配当につきましては、2020年3月期の業績などを踏まえまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 配当財産の種類 金銭
- 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金15円50銭 総額805,476,736円 なお、中間配当金として11円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は 1 株に つき27円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生ずる日 2020年6月17日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 中野健二郎氏、南 浩一氏、多田順一氏および河内一友 氏の4名が任期満了となり、また取締役 山本真司氏および谷口昌和氏が辞任されますので、 取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本件が原案どおり承認された場合、当社の取締役7名のうち4名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の過半数が独立役員となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数	
1	なかの けんじろう 中野健二郎 (1947年8月13日生)	1971年 4 月 株式会社住友銀行 入行 1998年 6 月 同行 取締役 2002年 6 月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員 2004年 4 月 同行 常務取締役兼常務執行役員 2005年 6 月 同行 代表取締役事務兼専務執行役員 2006年 4 月 同行 代表取締役兼副頭取執行役員 2008年 4 月 同行 代表取締役副会長 2010年 6 月 当社 代表取締役社長 2016年 6 月 当社 取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 丸一鋼管株式会社 社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役(監査等委員)	44,000株	
【取締役候補者とした理由】 会社経営にかかわる長年の経験と国内外の経済・金融市場に関する豊富な知見を有しており、当社でも2010年以来社長・会長を歴任して事業内容や業界環境に通じていることから、引き続き取締役候補者といたしました。				

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数		
2	みなみ こういち 南 浩 一 (1955年3月21日生)	1977年 4月 株式会社住友銀行 入行 2005年 6月 株式会社三井住友銀行 執行役員 法人審査第二部長 2008年 4月 同行 常務執行役員 2011年 4月 同行 取締役兼専務執行役員 2013年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常任監査役 株式会社三井住友銀行 監査役 2016年 6月 当社 代表取締役社長(現任)	24,000株		
		企業経営および経済・産業動向等を踏まえた事業評価や監査分野に して2019年10月に新中期経営計画を策定、推進中であることから、			
3	※ 伊勢村誠介 (1959年3月21日生)	1981年 4 月 鹿島建設株式会社 入社 2014年 4 月 同社 関西支店建築部 見積調達グループ長 2017年 3 月 同社 関西支店建築部 建築工事部長 2019年 4 月 当社 理事 建築技術部 部付部長(現任)	500株		
【取締役候補者とした理由】 長年の業務経験からビルの建築施工および管理全般に精通しており、当社のビル事業の展開の技術 面を統括する役割が期待できることから、新たに取締役候補者といたしました。					

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	がわうち かずとも 河 内 一 友 (1947年5月18日生)	1971年 4 月 株式会社毎日放送 入社 2002年 6 月 同社 取締役 2003年 6 月 同社 常務取締役 2007年 6 月 同社 代表取締役社長 2015年 6 月 同社 代表取締役会長 2016年 6 月 当社 取締役(現任) 2017年 4 月 株式会社MBSメディアホールディングス 代表取締役会長 2019年 6 月 同社 最高顧問(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社RKB毎日ホールディングス 社外取締役 株式会社きんえい 社外取締役	0株
		した埋田】 D長年の経験と幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から 監督することを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。	6独立した客
5	※ 辻 卓 史 (1942年10月3日生)	1966年 4 月 宇部興産株式会社 入社 1983年10月 鴻池運輸株式会社 入社 常勤顧問 1983年12月 同社 専務取締役 1987年12月 同社 代表取締役副社長 1989年12月 同社 代表取締役社長 2000年 6 月 同社 代表取締役会長 2017年 6 月 同社 取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 鴻池運輸株式会社 取締役会長	0株
		した理由】 の長年の経験と幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から 監督することを期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。	ら独立した客

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 氏名欄中※印は新任候補者であります。
 - 3. 河内一友氏および辻 卓史氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般 株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
 - 4. 河内一友氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 5. 当社は河内一友氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

6. 当社は辻 卓史氏の選任が承認された場合、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第 1項で定める責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2016年6月21日開催の当社第93回定時株主総会において、年額2億2千万円以内(うち社外取締役3千万円以内。使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まない。)としてご承認いただいております。

今般、第2号議案に記載のとおり、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社 外取締役1名の増員を提案させていただいております。

つきましては、社外取締役を取り巻く環境の変化に対応できるよう、取締役の金銭報酬額の総額(2億2千万円以内)は変更せずに、社外取締役の報酬のみを年額3千万円以内から年額5千万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は8名(うち社外取締役3名)ですが、第2号議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役は7名(うち社外取締役4名)となります。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定 の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2016年6月21日開催の当社第93回定時株主総会において、年額2億2千万円以内(うち社外取締役3千万円以内。使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。)とし、また、当該金銭報酬額とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を社外取締役以外の取締役につき年額5千万円以内として設定する旨ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が、株主重視の経営意識をより一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役(社外取締役を除く。)の金銭報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5千万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して 決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本議案の承認可決を条件として、従前の社外取締役以外の取締役および社外監査役以外の監査役に対する上記の株式報酬型ストックオプションに係る報酬額の定めを廃止し、以後、当該報酬額の定めに基づく株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないものといたします。

第2号議案および第4号議案が承認可決されますと、割当ての対象となる社外取締役以外の取締役の員数は3名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の 前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数7万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、 なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

【株主提案(第5号議案から第8号議案まで)】

第5号議案から第8号議案は、株主様2名(以下「提案株主」といいます。)からのご提案によるものです。

なお、提案株主から通知された提案の議案および議案の概要は、各議案毎に整理し、そのまま記載しております。

第5号議案 取締役1名選任の件

1. 提案の内容

取締役1名(候補者:丸木 強)を社外取締役として選任する。

氏 名 (生年月日) 断 有 す 当社の株式		弘师及こして <u>医</u> 正する。	
4000 F 4 F B B7 H 5 8 4 H 5 5 1 1 3 1 1			13 /
1982年4月 野村證券株式会社 入社 1999年8月 株式会社M&Aコンサルティング 取締役副社長 2006年5月 株式会社MACアセットマネジメント 代表取締役 丸 木 強 (1959年7月23日生) 2012年9月 株式会社TNPストラテジックキャピタル 代表取締役 2012年9月 株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役	丸 木 強	コンサルティング 取締役副社長 アセットマネジメント ストラテジックキャピタル テジックキャピタル 任)	O株

【社外取締役候補者とした理由】

2020年4月10日現在の当社の常勤取締役5名のうち4名が、2019年9月末現在持株比率が発行済株式総数の4%に過ぎない三井住友銀行出身者で占められ、会社が私物化されている懸念があります。社外取締役の人員を増やすことで当社の不透明なガバナンスを是正するため、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で経営を監督することを期待し、新たに社外取締役候補者としました。

また、候補者が、野村證券株式会社での業務を通じて得た資本市場の知見と、その後から現在までの投資運用業者の経営者及び運用担当者としての経験から、当社の株主価値の向上に貢献できることを期待し、新たに候補者といたしました。

なお、候補者が代表取締役を務めるストラテジックキャピタルが運用するファンドの2020年3月31日現在の持株比率は発行済株式総数の5.46%であり、総議決権数に対する比率も10%未満です。したがって、主要株主ではありません。

- (注) 1. 候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 候補者が代表を務める株式会社ストラテジックキャピタルは、本年3月末日現在で当社株式を100株保有するとともに、同じく同日現在当社株式を288万7700株保有するINTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UPとの間で投資ー任契約を締結しています。
 - 3. 候補者の選任をご承認いただいた場合、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出される予定です。

2. 提案の理由

候補者は、本株主提案の共同提案者である株式会社ストラテジックキャピタルの代表者である。同社は、これまで多くの上場企業に対して株主の立場から様々な提案や働きかけを行い、実際に株主価値向上を実現してきた実績を有する。

仮に、第6号議案ないし第8号議案のいずれかが可決された場合、候補者は、取締役会の 一員としてその推進を担うことが期待できる。他方、第6号議案ないし第8号議案のうち可 決されないものがあった場合でも、当社の株主価値を向上させるための施策を取締役会に提 案し、継続的な議論をさせる役割を担うことができる。

【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第5号議案に反対いたします。

反対の理由

①本議案が主張するガバナンス上の懸念は当たらないこと

当社は、透明かつ公正な経営組織の確立、経営の重要事項に対する意思決定の迅速化、 業務執行の監督機能の強化を通じて、企業の健全性と経営の効率性を向上させることが極めて重要であり、企業価値の向上に資するものと考えております。

上記方針のもと、当社取締役会は独立社外取締役(いずれも東京証券取引所が定める独立役員として届出)の活用による監督機能強化を重視しており、取締役会では取締役8名のうち3名、任意の指名・報酬委員会では委員5名のうち3名を占める独立社外取締役が経営陣から独立した客観的な視点で経営の監督を行っております。

当社は近年、執行役員制度の導入や指名・報酬委員会の設置、社外取締役の増員等、さらなるコーポレートガバナンス体制の向上に取り組んでおり、本総会で会社提案の第2号議案が原案通り可決されますと、取締役7名のうち過半数の4名が独立社外取締役となり、社外取締役を活用した経営の客観性・公正性が一層強化されると考えております。したがって、本議案が指摘する一部役員による経営の私物化・不透明なガバナンス等の懸念はありません。

②当社の取締役には、幅広いステークホルダーの中長期的な利益向上を実現し得る人材が相応しいこと

当社は、株主との建設的な議論や意見交換は当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するとの考えのもと、本議案の共同提案者である株式会社ストラテジックキャピタル及び本議案の候補者であり同社の代表取締役である丸木氏と、従前から対話を続けてまいりました。しかし、従前の対話において提案を受けた内容は、当社の中長期的な企業価値向上ではなく、資産の売却による短期での株主還元強化を求めるものが中心でした。実際に同候補者が当社取締役として選任された場合に推進すると表明している不動産賃貸業の廃業と全資産の売却も、短期的な利益確定のみを目的とするもので、株主・従業員・取引先・地域社会等の幅広いステークホルダーの中長期的な利益向上の観点は反映されておりません。当社は事業用不動産賃貸業を中長期において安定的かつ着実に成長させるとの視点で取り組むことで幅広いステークホルダーの信頼に応えることを目指しており、当社の取締役には、短期的な株主価値の向上に限らず、幅広いステークホルダーの価値向上に対して、総合的かつバランスのとれた知見を有する人材が適任と考えております。

上記の点を踏まえ、指名・報酬委員会において取締役候補者について慎重に議論を重ねた結果、当社の取締役には、幅広いステークホルダーの中長期的な利益向上を実現し得る人材が相応しく、会社提案の取締役候補者からなる取締役会の構成が当社の中長期的な企業価値向上に資するとの答申となりました。これを受け当社取締役会は、第2号議案に記載の取締役候補者を会社提案として株主総会に付議しております。従いまして、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第6号議案 目的の変更に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款の第2条に新たな(1)を加え、現行の(1)を(2)とするとともに「賃貸借」を削除する。

変更案

(目的)

第2条 (現行どおり)

- (1) 【新設】 投資法人資産運用業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
- (2) 【現行定款第2条(1)の変更】 不動産の所有および管理 (以下、現行定款第2条(2)~(6)を(3)~(7)に繰り下げ)

(中略)

付則

(中略)

(実施期日)

第2条 本定款の第2条(2)の変更は、第98回定時株主総会の議決権の基準日を効力 発生日とし、本条の規定は、同日をもって削除する。

2. 提案の理由

当社の一株当たり純資産額は、保有する賃貸等不動産の時価が1633億円であるとの2019年3月期の有価証券報告書(以下「有価証券報告書」という。)における開示に基づいて含み益を調整すると、2235円と算定される。しかし、現在の当社の株価はこれを大きく下回っている。

提案株主が試算する当社の資本コストは8%だが、当社のROE(自己資本利益率)はこれを大きく下回る5.8%である。提案株主は、不動産賃貸業を主たる業務とする当社の株式が、これを保有する投資家の期待リターンに応えていくものとなることは非常に難しいと考えており、当社が賃貸用として保有する不動産をREIT(不動産投資信託)に移管したうえで、そのREITの配当利回りで投資家の期待に応えていくべきであると考える。

そこで、まず当社の目的を変更し、REITの運用会社として当社の100%子会社を設立する。つぎに、「(不動産の)賃貸」が目的から削除されるまでの約1年の猶予期間に、当社が賃料収入を得ている不動産をREITに移管し、当社子会社が当該REITを不動産投資運用会社として運用していくことを提案するものである。そして、当社が現在開発中の不動産については、当社が継続してこれを行い、開発が終了次第、当該REITに譲渡することを前提としている。

なお、当社保有の不動産を当該REITに移管する際には、公正な価格で譲渡していただくべきであるが、当該REIT以外の売却先に対し、より高い価格で売却可能であれば、必ずしも譲渡先を当該REITに限定するものではない。そして、当該REITまたは当該REIT以外に売却した不動産の売却代金と第8号議案で提案する政策保有株式の売却代金に当社が保有する現金を加え、有利子負債を返済したうえで、特別配当により当社の株主に金銭を返還していただきたいと考える。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第6号議案に反対いたします。

反対の理由

当社は経営・財務の安定性を重視し、持続的成長を果たすことで、株主還元の強化や社会貢献等で中長期にわたり全てのステークホルダーの期待に応えてまいります。

当社は、従前より経営理念に掲げる通り、株主をはじめ幅広いステークホルダーの中長期的な利益の向上のため、永続的な事業継続を前提に、当社の事業を安定的かつ着実に成長させるとの視点から経営を行っております。

第6号議案は、当社が長期にわたり株主・従業員・取引先・地域社会の皆様の信頼を得て持続的に成長させてきた不動産賃貸業の廃業を求めるもので、全ての保有不動産および政策保有株式の売却にかかる議案(第7号議案、第8号議案)と相まって、当社が貸借対照表に計上しているほぼ全ての資産の性急な現金化と特別配当による還元を求める内容となっています。このような提案は、株主価値の継続的な向上を含め、安定的かつ着実な成長を基本とする当社の経営方針と相反し、また、当社の基盤となるべきバランスの取れた財務基盤や、テナントやパートナー企業との関係性をも失う結果をもたらします。

また、提案理由の中で、当社は提案株主様の期待リターンに応えることが難しいとの見解が示されていますが、従来より事業の安定的かつ着実な成長を重視する当社は、昨今の社会情勢にも鑑み、ROEのみを偏重することなく様々な経営指標を総合的に考慮し、事業特性にあわせて株主を含めた様々なステークホルダーの価値向上に資する観点で経営を行っております。この方針のもと、当社は本業である不動産賃貸業に注力することで、1株当たり利益を増加させ、2015年3月期以降5期連続で増配を実施(14円から23円、計9円。また、本総会で第1号議案が可決されると27円に増配)するなど、着実に株主還元を増やしてまいりました。昨年公表した新中期経営計画では配当性向の目標値を従来比5~10ポイント引き上げた35~40%としており、今後も、安定性・継続性を重視しながら、株主の皆様のご期待に応えてまいる所存です。

以上の通り、本議案は当社の経営方針と合致するものではありませんので、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

第7号議案 重要な資産の譲渡の件

1. 提案の内容

当社が保有する全ての賃貸用不動産を、1985億円以上の価格で譲渡する。

2. 提案の理由

た金額である。

本件は、当社が保有する全ての賃貸用不動産を公正な価格と考えられる1985億円以上の価格で譲渡することを諮るものである。

当社が保有する賃貸用不動産を売却する理由は、第6号議案に記載の通りである。 なお、公正な価格としての1985億円の算定根拠は、有価証券報告書58頁記載の賃貸等不動 産の時価1633億円に、同15頁記載の虎ノ門ビル(東京都港区)及び〇BPビル(大阪市中 央区)への投資予定総額の合計562億円から既支払額210億円を控除した352億円を加算し

【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第7号議案に反対いたします。

反対の理由

第6号議案に対する取締役会の意見に記載の通りです。

なお、当議案は、当社が保有する資産の処分を求めるものですが、取締役会設置会社における重要な財産の処分については、会社法上、取締役会の専決事項と定められております。また、定款変更なしに株主総会決議を求めていることからも適切でない面がありますが、当社としては、第6号~第8号議案が内容的に一連のものであり、当議案もあわせて説明される方が株主提案の趣旨が明確になること、また、株主総会の有効な成立に影響を及ぼすものではないことから、株主提案通りに上程いたしております。

第8号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 政策保有株式

(政策保有株式の売却)

第42条 当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、貸借対照表に計上している政策保有株式は、第98期中に、速やかに売却するものとする。

2. 提案の理由

第6号議案の提案の通り、当社の子会社が投資法人資産運用業を営むに際し、当社の不要な資産も売却して、その売却代金を当社の株主価値の向上のため特別配当の原資とするべきである。

株主提案の詳細な説明は、https://realize-value-keihanshin.com/ 又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク https://stracap.jp/ を参照されたい。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第8号議案に反対いたします。

反対の理由

第6号議案に対する取締役会の意見に記載の通りです。

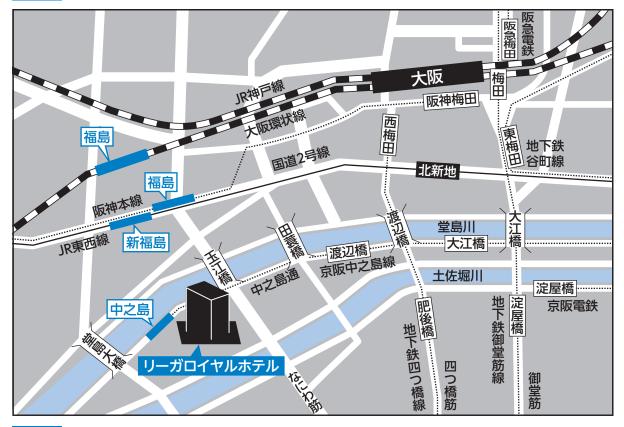
以上

[MEMO]		

[MEMO]		

会場

大阪市北区中之島五丁目3番68号 電話:06(6448)1121(代表) リーガロイヤルホテル 3階「光琳の間」



交通

[JR] JR東西線「新福島」駅下車 2番出口より徒歩9分 [JR] JR大阪環状線「福島」駅下車 徒歩11分 [京阪電車] 中之島線「中之島」駅下車 3番出口直結 [阪神電車] 阪神本線「福島」駅下車 西3番出口より徒歩10分 [地下鉄] 四つ橋線「肥後橋」駅下車 徒歩12分

(お願い)駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

